

熊本県食品適正表示推進者設置要領

(目的)

第1 食品表示の更なる適正化に向けて、県内の関係法令に基づく食品の適正表示について責任を有している食品の製造、輸入、卸、小売を営む事業所(以下「食品関連事業所」という。)における食品の適正表示及び消費者への正確な情報提供等を推進する人材(以下「食品適正表示推進者」という。)の育成及び設置を図ることを目的とする。

(食品適正表示推進者の設置)

第2 食品関連事業所の経営者または役員や従業員を対象とする食品表示に関する講習会(以下「講習会」という。)を受講した者を食品適正表示推進者として設置する。

(食品適正表示推進者の業務内容)

第3 各食品関連事業所における食品表示の責任者として、以下の業務を行う。

- ① 関係法令に基づく適正な食品表示を行うこと。
- ② 役員、従業員に対して、食品表示に関する啓発を行うこと。
- ③ 消費者に対し、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと。
- ④ 食品衛生責任者が設置されている場合は、その者と連携した食品表示に関しての取組を行うこと。

(講習会の実施)

第4 講習会はくらしの安全推進課が、食品表示所管課等と連携の上、実施する。

(登録)

第5 くらしの安全推進課は、第2の講習会を受講した者を食品適正表示推進者として登録し、食品適正表示推進者証(別記様式第1号)を交付する。

また、食品適正表示推進者設置の食品関連事業所に、食品適正表示推進者設置店証(別記様式第2号)を交付する。

2 前項の規定により食品適正表示推進者証の交付を受けた者が、同一開設者の事業所内で異動したことによって、食品適正表示推進者を新たに設置することとなった食品関連事業所は、食品適正表示推進者設置店証交付申請書(別記第3号様式)を県に提出し、食品適正表示推進者設置店証の交付を申請することができる。

くらしの安全推進課は、当該申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められるときは、当該事業所に食品適正表示推進者設置店証を交付する。

(その他)

第6 本要領で定めるもののほか、講習会の実施等にあたっての必要な事項は、別途定める。

附 則

本要領は、平成18年6月29日から施行する。

附 則

本要領は、平成21年7月30日から施行する。

附 則

本要領は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

本要領は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

本要領は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

本要領は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

本要領は、令和元年8月19日から施行する。

附 則

本要領は、令和3年5月12日から施行する。

熊本県食品適正表示推進者証

氏 名 ○○ ○○

上記の者は、熊本県食品適正表示推進者であることを証明します。

年 月 日

熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課長 印

熊本県食品適正表示推進者の業務内容

各事業所における食品表示の責任者として、以下の業務を行う

- ① 関係法令に基づく適正な食品表示を行うこと
- ② 役員、従業員に対して、食品表示に関する啓発を行うこと
- ③ 消費者に対し、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと
- ④ 食品衛生責任者が設置されている場合は、その者と連携した食品表示に関しての取組を行うこと

※表面の登録番号は、西暦の下2桁と3桁の通し番号を組み合わせて記載する。

(例) 2 1 0 0 1
西 暦 通し番号

熊本県食品適正表示推進者設置店証

年 月 日

(事業所名) 様

熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課長

印

食品適正表示推進者として次の者を登録したことを証明します。

推進者氏名： ()

【食品適正表示推進者の業務内容】

- 関係法令に基づく適正な食品表示を行うこと
- 役員、従業員に対して、食品表示に関する啓発を行うこと
- 消費者に対し、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと
- 食品衛生責任者が設置されている場合は、その者と連携した食品表示に関しての取組を行うこと

食品表示のことは (推進者氏名) にお尋ねください。

別記様式第3号

年 月 日

熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課長 様

住 所

事業所名

〔 担当者 :
連絡先 : 〕

食品適正表示推進者設置店証交付申請書

下記のとおり、食品適正表示推進者設置店証の交付を申請します。

記

事業所名	
食品適正表示 推進者氏名	